

2025 年 8 月 27 日

株主各位

東京都渋谷区桜丘町 3 番 2 号
株式会社インテリックス
代表取締役社長 俊成 誠司

株式移転に伴う株式のお取扱いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社は、2025 年 8 月 26 日（火）開催の第 30 回定時株主総会において、単独株式移転により、完全親会社となる株式会社インテリックスホールディングスを設立し、当社はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、株式移転の効力発生日である 2025 年 12 月 1 日（月）の前日（2025 年 11 月 30 日（日））最終の当社株主名簿に記載または記録された株主様に対し、ご所有の当社普通株式 1 株につき、株式会社インテリックスホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付申しあげることになります。

株式移転の効力発生日前後の株式のお取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 「株式会社インテリックスホールディングス」株式の割当て方法

2025 年 11 月 30 日（日）最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社株式 1 株につき、「株式会社インテリックスホールディングス」の株式 1 株の割合をもって割当ていたします。

なお、本件に関して、株主の皆様の特段のお手続きをいただく必要はありません。

（ご注意）

現在の当社の株式は 1 単位（売買単位）100 株であり、99 株までの株式は市場での売買はできず、買取請求の対象となります。

2025 年 12 月 1 日（月）に株式移転により株主様に交付される「株式会社インテリックスホールディングス」の株式は、1 単位が 100 株です。したがって、100 株の整数倍が売買単位で、99 株までが買取請求の対象になります。

2. 株式移転の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株式の流通
2025 年 11 月 27 日 (木)	当社株式上場廃止日	2025 年 11 月 27 日 (木) から は当社株式の証券取引所での 売買はできません。
2025 年 12 月 1 日 (月)	株式移転の効力発生日 株式会社インテリックス ホールディングス上場日 新株式売買開始日	2025 年 12 月 1 日 (月) 以降、 「株式会社インテリックスホ ールディングス」の株式として 売買できます。

3. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当社の単元未満 (100 株未満) 株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2025 年 11 月 21 日 (金) まで	当社の「株式取扱規則」に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。
2025 年 11 月 25 日 (火) から	この日以降は受付を停止させていただきます。

(2) 「株式会社インテリックスホールディングス」の単元未満 (100 株未満) 株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2025 年 12 月 1 日 (月) (効力発生日) から	「株式会社インテリックスホールディングス」の「株式取扱規程」に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式 買取請求書」にてご請求ください。

※買取のお取り扱い日程およびお手続き方法は、証券会社等により異なる場合がございますので、
詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先について

ご不明の点は、下記の株主名簿管理人<お問い合わせ先>までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

フリーダイヤル 0120-232-711 (ご利用時間 土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

以上